

令和 5 年度

# 運 営 方 針・事 業 計 画

社会福祉法人 二王子会

# 令和5年度 運営方針

社会福祉法人 二王子会

## 1 基本理念

「老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする。」という老人福祉法の理念を、法人運営の基本とし、地域の要望と信頼に応え得る良好な事業経営を図ることを基本理念とする。

## 2 基本方針

高齢者福祉を使命とする法人の理念と地域社会に支えられ育てられてきたという自覚のもと、利用者の暮らしを支える専門性と法人職員としての組織性を確立し、培ってきた法人の総合力をさまざまな生活上の困難を抱える地域の高齢者へ自主的先駆的に展開し、高齢者がいつまでも自分らしくえがおで暮らせる社会の実現を目指す。

### えがおの誓い

お客様にいつまでも自分らしく暮らせる歓びのえがおを

暮らしを支える専門職としての誇りのえがおで

私たちを育ててくれた地域のみなさまの信頼のえがおのために

## 3 経営の基本

法人設立から30年以上が過ぎ、この間、近隣に様々な福祉サービス事業所が開所するなど、当法人を取り巻く事業環境も大きく変化しているため、地域の実情や利用実績などに則した事業の再編などを図り、健全な経営基盤の確立を目指す。そして、基本理念と基本方針を堅持しつつ、しっかりと経営を分析・把握し、競争に耐え得る強い組織を作り上げる。

### (1) 計画策定と実施管理の視点

社会福祉法人は、広く社会的な使命を負っていることからもその経営のあり方は多面的な視点が欠かせない。二王子会の経営は、中長期のレンジで課題を抽出把握するとともに、次の4つの視点から方針を有機的、総合的に構築する。各視点には客観的に判別できる指標を用い、値の推移を広く確認しながら着実に達成につなげる。

ア 事業活動の透明性を確保し、利用者の権利を第一とする高い倫理性と発想を転換する  
先駆性を備えた「顧客の視点」

- イ 堅い結束力と円滑で柔軟な連携力をもつ組織性を養い、効率性の高い事業体へ常に自己改革する「業務の視点」
- ウ 事業活動の客観的な分析に基づき現状を正しく把握し、事業体の安定的、継続的かつ開拓的なサービス展開を確保する「財務の視点」
- エ 独創的な工夫や積極的な提案、困難な課題への挑戦を通じて、磨き合い高め合う人と組織の「学習と成長の視点」

## (2) 独立性と連携

二王子会の組織は独立の法人であるが、経営を考える上で他の組織との関係は重要である。いわゆる同業者であっても敵対だけが選択肢ではない。福祉の増進の方向性において法人の理念に沿う場合は、二王子会の強みを生かし他の団体等と連携をはかることは大いに意義がある。ただし、地域の機関や他の事業体に依存的または従属的になることを含め自立性が損なわれないことが前提であり、目的が一致する範囲で対等性、互恵性、相補性、相乗性が発揮されるべく協調することを基本とする。

## 4 サービス指針

二王子会のサービスは、常に地域の皆様とお客様の幸せを第一に考え、まごころをもって援助することを基本とする。そのため本部および各事業所のサービスは次の指針に沿うものとする。

### (1) 人材育成

福祉サービスは、すべて人によるサービスである。高い倫理性と使命感、組織の一員としての規範意識と協調性、その上での専門性の向上に意欲をもつ人材の育成が欠かせない。多様な経験を積ませ広い視野と指導力を養い、法人の将来を担う人材育成に施設事業所も連携して取り組むものとする。

### (2) サービス提供の基本

施設事業所においては各々の特色や得意分野の鮮明化を図り、地域の方々にとって身近で利用しやすく、かつどこよりも質の高いサービス、期待以上のサービス提供を目指すものとする。

### (3) 自立支援のケアプラン

個別のサービスはお一人おひとりの個性と身体状況に応じたケアプランによって提供され、自立を目指したプロセス管理の下、科学的な根拠と客観的な記録によって検証できるものでなければならない。

### (4) コンプライアンス

法人の使命に鑑みるとてもなく、すべての事業および職員の業務は公正を欠くもので

あってはならず、倫理、法令並びに社会的信頼に反しない活動であること。そのために事業活動の透明性を高めコンプライアンス体制を強化するとともに、リスク管理、職員教育の上で特に重点を置くものとする。

#### (5) 安全対策

サービスの利用および提供は安全が大前提である。事故、感染症、環境衛生、防災に対しては、危険は必ず潜んでいるとの認識を持って日頃の観察、予防、検査、危険予知、点検整備、各種訓練、研修およびマニュアル等の改善を徹底する。経験したアクシデントは他の事業所のものも含め原因を多角的に分析し、確実に再発を防止する対策を構築できる体制を整える。

#### (6) 苦情解決

苦情はサービス改善のチャンスである。聴いてほしい程度から深刻なレベルまであるが、積極的に傾聴し、すばやく誠実に対応することが重要。また、一次対応で終わりとせず、問題の根を探り多くの教訓を学ぶ機会とする。

### 5 その他

#### (1) 本部機能と施設間連携

本部は、施設事業所の専門性、効率性 並びに独自性を高める努力を支援する。

### 一日の三省

今日一日は、にこやかに やさしい言葉で接したか。

今日一日は、わけへだてなく まごころこめて接したか。

今日一日は、手順手ぎわよく てきぱきと動いたか。

# 令和5年度 事業計画

**拠点：法人本部 / 事業：事務局**

## 1 会議等開催

### (1) 理事会

6月8日(木)	14:00 二の丸 〔事業報告・決算〕	6月29日(木)	14:00 二の丸 〔理事長の選定〕
9月7日(木)	14:00 二の丸	12月7日(木)	15:30 二の丸
3月7日(木)	14:00 二の丸 〔事業計画・予算〕		

法令により、理事会と評議員会は1週間、理事会と定時評議員会は2週間の間隔を空ける必要がある。

ただし、評議員会で新役員が選任された後は、新役員による理事会を速やかに開催し、理事長の選定を行う。

### (2) 評議員会

6月23日(金) 〔定時評議員会〕	14:00 二の丸 〔事業報告・決算〕	9月19日(火)	14:00 二の丸
12月19日(火)	14:00 二の丸	3月19日(火)	14:00 二の丸 〔事業計画・予算〕

### (3) 決算監査会

5月23日(火)	14:00 二の丸
----------	-----------

## 2 広報活動

二王子会並びに各施設の活動を広く地域に紹介する媒体として、広報紙「えがお」を年2回発行する。また、インターネットのホームページの充実と随時更新を行い、事業の紹介、利用者勧誘、求人募集、決算等の情報公開を進める。

施設を越えて広く法人内職員を対象に結婚出産、資格取得、サークル活動、親睦行事、他施設の活動や取り組み、法人の諸制度その他の広報活動を企画するとともに、施設内の情報共有を支援し、職員の連帯感の醸成と法人マニュアルや最新の福祉の動向、研修会参加者の復命等の周知を図る。

## 3 人材の確保と育成

### (1) 採用活動

令和6年3月新規学卒者を対象とする採用活動を、年間を通じて銳意取り組むとともに、要資格職種を中心とする人材難に対応するため、本部、施設が連携して中途採用にも

臨機応変の対応を行う。

#### (2) 人材育成

新卒採用職員に対し、施設へ配属する前に本部を中心に集合研修を実施し、二王子会職員としての基本使命とマナーの教育、法人の沿革と現状、全施設事業への体験的理 解、高齢者介護に関する基礎知識等を身に付けさせ、併せて同期採用者としての連帯と切磋琢磨する向上心を涵養する。

二王子会キャリアパスについては、人材育成方針を確立させ、初任職、指導職、管理職等の職位に応じて身につけるべきスキル、知識、資格、履修すべき研修、職務経歴等を明示し、自己向上に方向性をもたせるとともに、公平な人事処遇を目指す。

#### (3) 親睦

ボウリング大会 11月10日(金) 18:30 ジョイタウン新発田

#### (4) ワークライフバランス

年次有給休暇の計画的取得制度、育児介護休業制度、過渡的准職員制度等法人の諸制度をわかりやすく解説して職員に周知を図り、私的生活での困難な時期を乗り越え、就業が継続しやすくなるよう活用を推進し、円滑な休業等の取得及び職場復帰を支援する。

#### (5) 事業活動の適正確保とモチベーション

二王子会では法令順守規程が平成25年4月から施行され、また、就業規則 第73条の賞罰委員会についても具体的な設置要綱が平成25年12月に整備された。従来にも増して法人、施設の活動が公正で適切なものとなるよう役職員一同、十分気を引き締めて運営に当たるものとする。また、ハラスメントのない快適な職場を作っていく。

そして、事なかれ主義やマンネリに陥らない活力ある発展に資するよう、職員からの積極的な提案や独創的な取り組みを称賛する表彰制度の充実を図る。

### 4 法人・施設課題

#### (1) 職種別専門部会

職種の専門性を發揮し共通課題へ対応するとともに、施設横断的な研修交流やキャリアパスの見直し、法人諸制度やマニュアルの整備改善にむけ活動を活発化させる。

#### (2) 業務継続計画の策定

感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して各種サービスの提供を受けられるために必要な計画を策定する。

#### (3) 会計事務所検査の受検

会計および財務管理の精度を高めるため、経理規程 第70条 第4項に準じ、四半期ごとに外部の会計事務所の検査を受ける。

#### (4) 二の丸移転

建設準備室とともに法人全体で、6月1日の特別養護老人ホーム二の丸移転を成功させる。

(5) 人事および資金計画の作成

将来を見据えた人事計画と各施設における修繕および購入計画をまとめ、本法人の経営の安定化を図れるよう計画を鋭意作成する。

## 5 苦情解決

各事業所に寄せられた苦情およびそれへの対応状況を集計し、法人役員へ報告する。苦情解決第三者委員会を年2回開催し、内容と対応状況の精査、解決策の検討改善および教訓の抽出を行う。年間の苦情報告は決算情報とともに開示する。

## 1 令和5年度重点方針

(1) 働きやすい職場づくりを目指します。

- ① 明るい挨拶や思いやりを大切にして利用者・職員間の信頼関係を築きます。
- ② 職員が安心して育児や介護休暇が取得できるよう促進します。
- ③ 機器などの導入により業務の効率化を図り、職員の負担軽減と時間外勤務を減らします。

(2) 安定した施設経営を行います。

- ① 近隣事業所と情報交換を行い利用者の確保に取り組みます。
- ② 経費削減・物品愛護に努めます。
- ③ 職員のやりがいと向上心につながる研修の充実や育成に取り組みます。
- ④ 計画的に研修を行い感染症対策に取り組みます。

(3) 全職員一丸となって二の丸の移転を完遂します。

- ① 事故やトラブルのないように計画的に移転業務に取り組みます。
- ② 利用者の安全と安心を第一に、引っ越しやその後のサービスが円滑に行えるよう多職種が連携して取り組みます。
- ③ 移転後は地域への情報発信や交流を通して信頼される施設を目指します。

## 2 管理運営

### (1) 管理会議

法人運営方針並びに処遇方針に則り、施設の管理運営・行事計画等を協議する。原則として毎月1回開催し、決定事項については、全職員に周知徹底を図る。

### (2) 職員会議

施設サービスの現状と課題を議論し、併せて研修の復命、各種委員会の報告、連絡事項の周知、情報の共有を目的とする。また、管理職と他の職員とが互いの意見を述べ合うことにより、全体の共通認識を図る。会議は、原則として隔月1回開催する。

### (3) 介護サービス会議

利用者的人権擁護、個別ケア、自立支援を目的として、介護職員の育成と技術向上及び介護サービスの業務改善・効率化等を協議する。会議は、原則として毎月1回開催する。

### (4) ユニット会議

個々の利用者に提供するケアプランの作成過程とその狙いをユニット内の職員で共有し、ケアプランに基づいた個別ケアを充実させるため、ユニットリーダー（介護副主任）を中心として定期および隨時に開催する。

### (5) 各種委員会

施設職員の専門性を高めるために、各種委員会で専門的な活動を行う。利用者のサービス向上や職員研修の場面において、各種委員会マニュアルを活用し向上を図る。また、関連制度の改正や利用者の状況変化等に対応すべく、適宜マニュアルを見直し、内容の一層

の充実を図る。

#### (6) その他

職員は、職場内のコミュニケーションを豊かにし、チームワークの円滑を心掛ける。そして、意見交換と試行錯誤を重ねながらチームケアを確立し、誇りとやり甲斐を引き出す職場創りを目指す。

また、職員自身がストレスや心の健康について理解を深め、自らのストレスを予防・軽減することに努める。

### 3 処遇

#### (1) 利用者のサービス向上

介護の質・信頼度を高め安全・快適・思いやりのあるサービスを実践する。

- ア 挨拶・言葉使い・身だしなみ等、接遇マナーの向上に取り組む。
- イ 利用者、家族の思いを受け止め、その人らしい生活が送れるよう支援する。
- ウ 利用者の尊厳・自立支援に基づいたリスクマネジメントの取り組みを行う。  
(防げる事故は起こさない、発生した事故の影響は最小限に終息させる)
- エ 職員間の情報共有を図り、個別ケアの徹底とチームケアにより課題解決に取り組むことで対応力を高める。
- オ 移乗ボードの活用や、タブレット、ナースコール(PHS)の導入により、業務の効率化を図り、利用者・職員に負担のない介護を実践する。
- カ 内部研修や外部研修（OFF-JT）により、知識や技術を高め介護力の向上に取り組む。

#### (2) 入所検討委員会

二の丸の入所判定基準に基づき、入所に関する基準を明示することにより入所決定の透明性と公平性を確保し、円滑な施設入所を行う。

#### (3) 多職種連携によるケア

多様で個人差のある一人ひとりの利用者を中心として、その生活を支えて行くために介護・看護・その他の職種が情報を共有し、支援の方向性を明確にし、それぞれの職種がその役割を担い、多職種連携によるケアを推進していく。

#### (4) 個別機能訓練

理学療法士の指導もと、機能訓練指導員を中心にして個別機能訓練プログラム合わせたりハビリを行い、利用者の健康維持・身体機能の低下予防に取り組む。

更にリズム体操を始め空間を利用して少人数・個別に楽しみながら身体を動かす機会を取り入れて生活意欲が向上できるよう介護職員と連携して実施する。

#### (5) 認知症の人のケア

認知症に対する理解を深め対応力の向上を目指し、具体的なコミュニケーションの取り方や技術を学び実践していくことで、認知症があっても一人の人として受け止めて尊重し、不安のない穏やかな生活を提供していく。

#### (6) 口腔ケア

協力歯科医療機関との連携のもと個別に応じた口腔ケアを実施し、口腔内の清潔を保ち

食欲増進、誤嚥性肺炎の予防、口腔機能の維持向上を図る。更に、協力歯科医療機関から口腔衛生管理に係る指導・助言を受け、口腔ケアの知識と技術の向上に努める。

#### (7) 看取り介護

「施設で最期を迎える」 という利用者や家族の思いを尊重し、その意向に添って人生の最期をその人らしく穏やかに迎えられるよう嘱託医をはじめ多職種協働体制のもとで、身体的及び精神的苦痛ができるだけ緩和し、可能な限り尊厳と安楽を保ち、きめ細やかな心のこもった手厚いケアに努める。

#### (8) 褥瘡予防

褥瘡の発生予防を行うため、利用者個別に適切なポジショニング等の研修や、褥瘡発生リスクの評価を行い、その結果を基に高リスク者に対しては、褥瘡予防計画を作成し褥瘡管理を行う。

### 4 健康

#### (1) 利用者の健康保持

利用者一人ひとりの身体状況や健康管理、感染症予防といった生活に密着した看護ケアを行い、疾病への早期対応や嘱託医と連携の下、安心した生活を過ごせるよう努める。

- ア 嘴託医の回診は、内科医により週 2 回（火曜・木曜日）実施する。
- イ 胸部 X 線撮影及び血液検査等を年 1 回実施する。新規利用者の健康診断は随時行う。
- ウ インフルエンザやその他必要とされる予防接種を本人またはご家族より同意を得て実施する。
- エ 体重測定を毎月実施する。

#### (2) 職員の健康管理

職員の健康維持や増進に取り組み、活き活きと働く環境づくりに努めます。

- ア 健康診断を年 2 回（7 月は全職員、2 月は夜勤従事者のみ）実施する。
- イ ストレスチェックを年 1 回実施する。
- ウ 介護職員の腰痛健診を年 1 回実施する。
- エ インフルエンザやその他必要とされる予防接種を本人の同意を得て実施する。
- オ 月 3 回のノー残業デーを設け、心身の健康管理に努める。
- カ ラジオ体操を週 3 回行う。

### 5 栄養・食事

#### (1) 栄養

- ア 利用者の身体状況、嗜好等を把握し、低栄養（体重減少、褥瘡）の予防および栄養状態の改善を目的とした一連の栄養ケア・マネジメントを行う。
- イ 利用者の急な体調不良、食欲不振、嚥下困難等の変化について、多職種と連携し迅速に対応する。
- ウ 疾病治療の手段として、医師の指示のもと適切な栄養量および内容を有する食事の提供を行う。

エ 経口維持や経口移行への食事摂取や栄養の管理が必要な利用者について、多職種との連携により摂食・嚥下機能に配慮した計画を作成し、経口による摂取を進めるための管理を行う。

## (2) 食事

- ア 給食委託会社と協働し、利用者の嗜好や希望を反映した食事を提供する。
- イ 家庭的な食事の中にも郷土食や行事食を取り入れ、季節感のある食事を提供する。
- ウ 利用者に喜んでいただける食に関する行事を企画し開催する。

## 6 行事関係

二の丸の移転後は、施設内外でのびのびと利用者の楽しみや笑顔につながる行事やレクリエーションを企画して行う。

## 7 人材育成

### (1) 職員面談

人材育成は、組織による育成と自己による成長の協和であるため、職員面談では、育てる側の育成目標と育てられる側のギャップの擦り合わせと確認を行い、今までのやり方・方法で間違いがないか育成目標の共有化を図る。

### (2) 新採用職員研修

新採用職員研修は、研修計画に従いOJTを通して業務理解を進めて行く。また、精神面のフォロー（心のケア）を行い働き甲斐を持たせ、活力と向上心あふれる施設職員の育成を図る。

## 8 防災・保健衛生

### (1) 防災

#### ア 防災計画の見直し

上館に新設・移転することから、新防災設備操作の速やかな習熟と防災計画の全体的な見直しを図る。特に、新施設の南側約0.8kmに加治川流域があることから、浸水を想定した利用者の避難体制(垂直避難等)の整備計画を早急に進める。また、施設の延べ床面積が従前の約2倍になることから、利用者の迅速かつ安全な避難方法・経路を直ちに設定する。

#### イ 他団体との連携強化

火災、地震、水害等の災害時における新発田市との連携、情報交換等は、従前どおり進めていく。また、新しい地域に移転することから、身近な防災協力団体(近隣の保育園、学校、上館地域防災組織等)と日頃から密接な連携を図り、避難計画の実効性を図る。

### (2) 保健衛生

日頃より施設内の整理整頓や環境の整備を心掛け、定期的な換気や共有使用箇所の清掃、消毒を実施して施設内の衛生管理・清潔保持に努める。

### (3) 事故・怪我の対応と防止

- ア 起きてしまった事故やヒヤリハットは、速やかに報告し、事故原因を究明して再発防止策を講じ、各部署へ報告・周知する。
- イ ヒヤリハット報告・事故報告の事例等から、委員会で事故の分析、改善策の検討及び再発防止策が職員に周知されているかを検証する。
- ウ 事故の事例等から、職員に対し事故を未然に防ぐための教育や研修を実施する。

### (4) 身体拘束廃止

利用者の尊厳と主体性を尊重し、職員一人ひとりが拘束の身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた統一した意識を持って身体拘束をしないケアの実践に努める。定期的な委員会の開催と職員に対する研修を年2回実施する。

## 9 地域交流

- ア 感染症(新型コロナウイルス)の状況を注視しながら、地域に根差し開かれた施設となるようボランティアや実習生を積極的に受け入れる。
- イ 近隣の保育園や中学校、コミュニティセンターや店舗などの地域資源を活用しながら、異世代間とのふれ合いや地域の方々と交流の機会を持つことで、利用者の楽しみや生活の活性化につなげる。

## 10 苦情への対応

利用者及び家族等から寄せられる意見、要望、苦情は、問題に気づき改善へのチャンスとして真摯に受け止め、解決に向けて迅速かつ誠実に対応する。

## 11 感染症への対策

- ア 標準予防策(スタンダードプリコーション)を基本とし、この予防策をより徹底する。

標準予防策(スタンダードプリコーション)とは、全ての人は伝播する病原体を保有していると考え、利用者および周囲の環境に接触する前後には手指衛生を行い、血液・体液・粘膜などに曝露するおそれのあるときは個人防護具(マスク・手袋・ガウンなど)を用いることです。

- イ 発熱は感染症を疑う重要な指標となるため、感染者やその疑いがある人を施設内に入れないようするため、施設に来られる全ての人に体調確認を行う。
- ウ 施設の日常の中では3密、ソーシャルディスタンスをできるだけ意識をした行動をとることによって、自身を守り、ひいては施設内の感染拡大の抑制に繋げる。
- エ 感染症流行期には面会が制限されるため、地域での発生状況を踏まえタブレットによるオンライン面会や窓越し面会を行う。

## 12 二の丸移転関係

### (1) 建築工事全体

建物については、既に令和5年3月に引渡しを受けていることから、令和5年5月の外

構工事完了に向けての進捗管理を行う。

(2) 引越し作業

令和5年5月末には新施設への物品等の引越し、6月1日には利用者全員の移動を行う。特に利用者の移動に関しては、事故等のないよう、事前の準備段階から職員全体に徹底した情報共有を図り、万全な体制で臨むこととする。

(3) 解体・取壊し

令和5年6月以降は、大手町の二の丸の解体・取壊しに係る事務作業に取り掛かる。国・県に対する事前協議を行い、その後、工事着手の主体である新発田市と念密な打合せを行なながら、解体・取壊し作業を円滑に進めていくこととする。

令和5年度 年間行事・研修等開催計画

月	行事・研修等予定	月	行事・研修等予定
4	お花見散策会 消火器・消火栓訓練 新任オリエンテーション 感染症対策研修(新任) 防災研修(新任) 褥瘡対策研修(新任)	10	総合避難訓練(夜間想定) 感染症対策研修 事故防止研修 のど自慢カラオケの会 身体を動かすリフレッシュ研修
5	停電時設備取り扱い講習	11	介護の日・二の丸秋祭り 地震及び水害想定避難訓練 身体拘束防止研修 褥瘡評価 食事嗜好調査
6	身体拘束研修 喀痰吸引研修	12	クリスマス会 褥瘡対策研修 高齢者虐待防止研修 防災アンケート
7	七夕祭り 高齢者虐待防止研修 事故防止研修 感染症対策研修(～8月) 非常通報設備訓練	1	新年餅つき大会 第三者サービス評価基準自己評価 感染予防対策訓練 看取り研修
8	のど自慢カラオケの会 総合避難訓練(日中想定) 感染予防対策訓練 倫理法令研修 接遇研修	2	節分(豆まき) 夜間通報訓練
9	敬老会 彼岸法要 お客様アンケート	3	雛祭り 彼岸法要 防災学習会 DVD鑑賞

定例会議

管理会議(毎月第2水曜日) 職員会議(偶数月第3金曜日)

定例行事

リハビリ(毎週木曜日) 茶話会(毎月第4木曜日) 売店(毎月第2・4水曜日)(注)  
書道(毎月第2・4金曜日) 散髪(毎月第2・4月曜日) わくわくクラブ(毎月不定期)  
衣類販売(不定期)

(注) 売店は、4・5月は毎月第2・4火曜日

## **拠点：とっさか / 事業：特別養護老人ホーム**

### **1 令和5年度重点方針**

(1) 安定した施設経営を行います。

- ① 建物、設備、器具備品の計画的な修繕や更新を行うことで、経営に必要な基盤整備を進めます。
- ② 健全経営に向け、収入面では、空床の課題解決に最善を尽くし、稼働率の向上を目指します。また支出面では、消耗品の管理を徹底することで最大限の節減に努めます。
- ③ 災害や事故、また感染症などのリスクを常に想定した対応と体制を整備するための研修を実施し、職員のリスク管理能力の向上を図ります。

(2) 利用者サービスの向上に努めます。

- ① 利用者が安全、安心に生活を送れることを第一とします。
- ② 利用者一人ひとりの生活を中心におくケアを目指します。

(3) 働きやすい職場づくりを目指します。

- ① 「処遇モットー」の実践を通じて、良好な職員関係の構築を目指します。
- ② 育児・介護等への組織的な支援を通じて、職員が仕事と生活を両立できるよう努めます。
- ③ 職員の人材育成は、その育成計画と目標管理により段階を踏まえ組織的に管理します。
- ④ 職員の施設内外への研修参加、個々の能力開発を奨励し、職員の成長を支援します。

### **2 管理運営**

(1) 管理会議

法人運営方針並びに処遇方針に則り、とっさか全般の課題を協議するため、原則として月1回開催して各種対策方針の決定および進捗管理を迅速に行う。

(2) 施設サービス会議（労働安全衛生委員会）

施設サービスの課題を協議するため、管理職並びに各部署の責任者により定期および随時に開催する。

(3) 介護サービス会議・しろとり会議（居宅介護支援）

それぞれの分野の課題検討と対策の実施ならびに情報発信を目的として、所管する管理職の下に会議を置き、協議する。

(4) 職員会議

とっさか全体の課題を議論し、併せて、研修の復命、各種委員会の報告、連絡事項の周知を徹底することを目的として、全職員により原則として毎月開催する。

(5) 各種委員会・部会・部署（ユニット）会議

管理運営上のテーマに沿って、別に定める各種委員会等を設置し、部署または多職種協

働くによる改善活動に取り組む。目標達成に向けた活動を通じて職員としての成長を促すとともに、適時的確で多様なコミュニケーションと各機関同士の連携協調をベースとして、幅広い視点を持った提案実現スキルの養成を目指す。

### 3 処遇

処遇モットー「おもいやりが伝わる行動をしよう。」

- ・立ち止まってあいさつしよう。
- ・立ち止まって話を聴こう。
- ・立ち止まって返事をしよう。

#### (1) 入退所検討委員会

とっさか入所指針に基づき、とっさかへの入所の順位を判定する。また、利用者的心身状況の改善、家族の意向、受け入れ先の態勢等、退所の可能性と指導方針について検討する。

#### (2) サービス担当者会議（ケースカンファレンス）

利用者個々について、介護、看護、機能訓練、栄養のサービス計画を、専門職員により整合的に提供するため協議、調整する。介護支援専門員（生活相談員）は、関係職員（ケアチーム）を計画的に招集開催する。

#### (3) 利用者を主人公とするケア

利用者一人ひとりの生活を中心におくケアに近づけるため、ユニット単位のケアとサービス展開を進める。そのため、ケアチームとして職員を配置するとともに、業務のあり方を常に見直し、ユニットの独自性が發揮でき、利用者を主人公とするケアの自覚を高める。

##### ア アクティビティ

自分らしくいきいきと暮らせるよう、自立支援を念頭に入れた生きがい活動のバリエーションを広げる。施設内外の資源を活用し、計画的かつ機動的に援助する。

##### イ 季節行事

社会性や季節感ある生活が喪われないよう、ユニットあるいは各種部会の企画により季節行事を実施する。

#### (4) 認知症ケア

精神科医の指導の下、原因疾患をふまえた個別の科学的ケアを進める。施設サービスの特長を生かして在宅介護では限界のある BPSD（行動・心理症状）の改善を目指す。

##### 認知症ケアの対応

- ・見る・・・・・・目線の高さを同じにする。正面から。近くから。
- ・話す・・・・・・優しく。穏やかに低めの声で。前向きな言葉で。
- ・触れる・・・・・・つかまない。ゆっくり。一定の重みをかけて。
- ・立ってもらう・・できるだけ身体を起こす。立つ時間を作る。

#### (5) 看取り介護

住み慣れた施設で最期まで暮らすことを希望される方へは、医療やご家族との連携を図りながら、自分らしく尊厳を保ちつつ、心穏やかに過ごせる介護と居住環境を提供する。

## 4 健康

### (1) 利用者の健康保持

ア 嘴託医健診 内科医により週2回、精神科医により月1回実施する。

#### イ 健康管理

- ・職員の健康維持や増進に取り組み、活き活きと働く環境づくりに努めます。
- ・血液検査を年1回、レントゲン検査を年1回実施する。新規入所時には別途行う。
- ・利用者全員の体重測定を毎月初めに行う。

#### ウ 口腔ケア

- ・歯科医師、歯科衛生士の定期的指導をうけ、身体機能に応じた日々の口腔衛生を行い、摂食機能の改善と嚥下性肺炎等の予防を図る。

#### エ 感染症対策

- ・新型コロナウイルス感染症を施設に持ち込まない為に最善の方法を尽くす。同感染症に係る研修機会を積極的に設ける。
- ・新型コロナウイルス、インフルエンザ、肺炎球菌の各ワクチン希望接種を実施する。
- ・感染症予防の基本動作を徹底するとともに、発症情報の収集に努め、流行期には家族、ボランティア等へも警戒を周知する。
- ・発生の初動が死活を別けるという教訓に学び、利用者防衛という視点から対応能力の強化訓練を行う。
- ・新型コロナウイルス、ノロウイルス、インフルエンザの感染症研修を行い、発生時の対応手順を再確認することで蔓延を防止する。

#### オ 褥瘡の撲滅と予防

- ・治癒にとどまらず再発を防ぐプランとサービスを継続する。
- ・新規入所または退院褥瘡者へは個別プランを多職種の連携により策定し治癒を目指す。

### (2) 機能訓練・自立支援

#### ア 個別計画

- ・身体機能評価に基づいて個別の機能訓練計画を立案し、自立に向けた訓練と介護を提供する。
- ・理学療法士の指導のもと、日常生活を営むために必要な機能の改善、減退を防止するための訓練を計画する。

#### イ 日常機能訓練

- ・個別機能訓練計画により、機能訓練員および介護員が計画的に連携して実施し、一人ひとりの残存機能の維持と身体機能の改善を目指す。
- ・毎朝の体操、食前の嚥下体操および行事やレクリエーションに際しても機能訓練を意識的に取り入れた運動促進により生活全般の機能改善を図る。

### (3) 職員の健康管理

- |             |  |
|-------------|--|
| ア 健康診断      | 年2回実施。9月全職員対象。2月夜勤従事者対象。   |
| イ ストレスチェック  | 年1回実施。9月全員対象。  |
| ウ 腰痛検査      | 年1回介護員に実施。   |
| エ 腰痛予防体操    | 毎日の始業前の準備体操の励行と11:30～のストレッチ体操を行い、腰痛にならないよう予防体操を行う。   |
| オ 労働安全衛生委員会 | 月1回施設サービス会議に合わせて開催。就労環境の改善を図り、随時産業医の指導を受けて適正な健康管理に努める。あわせて、メンタルヘルスに関して面談等の機会を設け、不調者を早期に発見し相談機関へつなげるなどの対策に取り組む。 |

## 5 栄養・食事

### (1) 栄養ケアマネジメント

- |        |  |
|--------|--|
| ア 嗜好調査 | 年2回実施し、毎食の摂取量調査とともに献立と咀嚼、嚥下能力に応じた調理の参考とする。心身の状況変化や個別の要望には、栄養士において隨時考慮するとともに、カンファレンスおよび再プランニングに反映させる。 |
| イ 栄養管理 | BMI値、血清アルブミン値等、科学的データに基づく個別栄養ケアプランを通じて低栄養状態にならないよう適切な栄養管理サービスを提供する。                                  |

### (2) 魅力ある食事の適時適温提供

- |          |   |
|----------|---|
| ア 献立の多様化 | 献立や選択メニューのバリエーションを広げ、とっさかを利用する大きな魅力として、季節感の味わいと豊かな食生活を提供する。 |
| イ 給食献立会議 | 利用者の要望を反映させるため、委託業者と年2回以上開催し、献立と調理の参考とするとともに、食事提供体制の改善を図る。  |

## 6 人材育成

介護サービスの質は何より人材の質にあり、別に定める人材育成計画により組織的、計画的に育成を図る。職員一人ひとりに向上目標を明確に持たせるとともに、上司の責務として適切なコミットメントにより育成の効果を高める。その育成プロセスは段階をふまえ組織的に管理する。

## 7 防災・環境

### (1) 防災

防災計画に従い、全職員に対し有事の基本動作の習得と防災意識の徹底を図るとともに、職員の習熟度に応じた非常対応能力の向上を目的とし、担当委員会の計画により防災訓練お

より講習を実施する。防災訓練には区長や地域住民の参加を得る等、日頃から地域との結びつきを密にし、地域社会と施設がお互いに助け合う関係づくりに努める。

#### (2) 事故、けがの対策と防止

- |        |   |
|--------|---|
| ア 安全対策 | 事事故例等から想定可能な危険を洗い出し、定期的に施設内の設備、職員の動作等について安全パトロールを実施する。また、危険を予知する能力の向上を図る研修を実施する。                        |
| イ 再発防止 | 起きてしまった事故や未被害事例（ひやりハッ！）は速やかに報告するものとし、安全衛生委員会（対策会議・検証会議）の検討をふまえながら、部署の主任は事故の状況等の詳細調査し、原因を究明して再発防止対策を講じる。 |
| ウ 分析   | 事案のリスク評価を行い、対策の効果を測定する。評価結果および対策の改善については主要各会議へ報告、周知する。また、統計的分析を行い対策やマニュアルに活かす。                          |

#### (3) 環境

- |        |   |
|--------|---|
| ア 施設美化 | 施設内の環境美化のため、各ユニット独自の企画により装飾等を行う。                                  |
| イ 生活環境 | 各ユニットにおいて、臭気、室温、湿度の管理対策を計画的に実施するとともに、居室担当リーダーにおいて、適切に配慮する。        |
| ウ 居室環境 | ユニット並びに居室担当リーダーは、入所者のベッド、床頭台、車椅子等、身辺の器具備品の安全点検並びに清潔保持に努め、有効活用を図る。 |

#### (4) 自主点検

安全で健康的な生活環境を維持するため、設備と居住環境について毎月自主点検を実施する。

### 8 地域交流

- (1) 新型コロナウイルスによる制限下においても、ボランティア団体との連携を確保する為に必要な活動を模索し協議する機会を設ける。
- (2) 趣味ボランティア及び職員多職種の協働により生活に変化を感じられるレクリエーションを提供する。
- (3) 恒例のとっさかまつりは、新型コロナウイルスを考慮して、とっさか利用者が楽しめる夏の一大イベントとして施設内完結行事となるよう実施する。
- (4) 新型コロナウイルスの動向に気を配りながら、地域に密着した施設を目指し、情報の公開と施設資源の開放を行う。
- (5) 地域包括支援センター、社会福祉協議会、他の介護保険事業者との連携と密にして、関係市町村の住民福祉の進展に貢献する。
- (6) フードバンクに食品の提供を行う。

## 9 苦情への対応

サービスへの苦情は、問題に気づき改善へのチャンスとして真摯に受け止め、第三者委員とともに円満な解決に向け、オープンかつスピーディに対応する。その経過については、申し出者の意向を尊重した上で、原則施設内に掲示して公開する。

## 10 新型コロナウイルス感染症への対策

ア インフルエンザやノロウイルスで用いている標準予防策（スタンダードプリコーション）を基本とし、この予防策をより徹底する。

標準予防策（スタンダードプリコーション）とは、全ての人は伝播する病原体を保有していると考え、利用者および周囲の環境に接触する前後には手指衛生を行い、血液・体液・粘膜などに曝露するおそれのあるときは個人防護具（マスク・手袋・ガウンなど）を用いることです。

- イ 発熱は感染症を疑う重要な指標となるため、感染者やその疑いがある人を施設内に入れないようするため、施設に来られる全ての人に検温を義務づける。
- ウ 施設の日常の中では3密、ソーシャルディスタンスを守り抜くことは非常に難しいですが、できるだけ意識をした行動をとることによって、自身を守り、ひいては施設内の感染拡大の抑制に繋げる。
- エ コロナ禍では面会が制限されるため、地域での発生状況を踏まえスマホによるオンライン面会や窓越し面会を行う。
- オ BCP策定（事業継続計画）

## 11 その他

- (1)ボランティアの指導、福祉系専門学校等の実習を積極的に受け入れる。
- (2)地域包括ケア構想の進捗を注視し、とっさかの蓄積してきた専門技術や人材その他の資源を使い、地域の高齢者福祉の一翼を担える新たな事業の展開について調査検討を行う。

## 令和5年度 年間行事・研修等開催計画

月	行事・研修等予定	月	行事・研修等予定
4	観桜会	10	運動会 電気設備対応説明会 満足度調査（ショート）
5	医務連携研修（新任・異動職員） 褥瘡予防研修（新任職員） 事故防止研修（新任職員） 感染症研修（新任・異動職員） 身体拘束・虐待防止研修（新任職員）	11	胎内小児童交流会 とっさか作品展 障害者アート展 バスハイク 避難訓練（日中想定・消防署立会い） 口腔ケア研修 満足度調査（ホーム・居宅） 感染症予防・まん延防止テスト 身体拘束廃止に関する研修（2回目）
6	防災訓練（新任・異動職員） 感染症（手洗い）研修	12	柚子湯 嗜好調査（食形態調査） 事故防止研修（2回目） 水害想定避難訓練
7	七夕祭り とっさか祭り 保育園との交流会 総合防災訓練（夜間想定） 火災通報訓練（消防署通報） 嗜好調査（食形態調査） 新型コロナウイルス感染症研修（シミュレーション） 高齢者虐待防止・身体拘束廃止に関する研修（1回目） 認知症研修	1	新年お楽しみ会（鏡割り） 防災図上訓練1 褥瘡予防研修 喀痰研修フォローアップ研修（2回目） 高齢者虐待防止に関する研修（2回目）
8	苦情振り返り研修 事故防止研修（1回目） 喀痰吸引フォローアップ研修（1回目） 夜間通報訓練	2	節分（豆まき） 防災図上訓練2 看取り研修
9	民謡流し・中条まつり見物 敬老会 彼岸法要 アニマルセラピー 夜間通報訓練 感染症実践研修（ノロウイルス） 避難用滑り台訓練	3	彼岸法要 苦情分析・報告 ボランティア懇談会

### 毎月定例会議

施設サービス会議（第3水曜）・職員会議（第4金曜）入所判定会議（4, 6, 8, 10, 12, 2月開催）  
定例行事・ボランティア・その他

内科回診（月・金曜）・精神科回診（第2金曜）・歯科衛生士による口腔ケア（月2回）

売店（月曜日）・散髪（第2・4月曜）シーツ交換ボラ（火・木曜）

大正琴ボラ（第2・4木曜）・ビル清掃（隔月、2日間）・選択食（年4回）

リハビリ（毎週火曜）・ノー残業デイ（毎月第1・第3木曜）

## **拠点：とっさか / 事業：居宅介護支援**

### **1 管理運営関係**

- (1) 居宅支援しろとり居宅介護支援事業運営規程の趣旨に基づき以下のサービスを提供する。
  - 居宅介護サービス計画の作成並びにその管理
  - 居宅支援サービス計画の作成並びにその管理
- (2) 苦情処理窓口を常設し、当事業所のみならず介護サービスを提供する事業者についての利用者からの相談・苦情に迅速に対応する。
- (3) 緊急事態にも柔軟に対応できる体制を整える。
- (4) 主任介護支援専門員を配置し、中重度者や支援困難ケースを中心とした質の高いケアマネジメントを実施し、地域全体のケアマネジメントの向上に資する。
- (5) 介護支援専門員実務研修見学実習の受け入れを行う。
- (6) 居宅介護支援事業の高度化、効率化を目的とし、しろとり会議を定期及び随時に開催する。
- (7) 特別養護老人ホームとっさか（以下「ホーム」と略称）と一体運営であることに鑑み、ホームの各種会議・事業等に参画する。

### **2 接遇関係**

- (1) 利用者の心身の状況やご家庭の環境を十分に把握し、その結果と利用者の希望に基づいて、できるだけ自立した生活が送ることができるよう居宅サービス計画を作成する。また、計画に従って適切かつ滞りなくサービスが提供できるよう、介護サービス事業者との連絡調整を行なうとともに、これらの経過を継続的に管理する。
- (2) 利用者の心身状態の悪化防止の観点、要介護状態にならないよう予防の観点を持ってサービスを提供する。
- (3) 利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場に立つとともに、提供されるサービスが特定の事業者に偏ることなく公正中立を原則とする。
- (4) 懇切丁寧を旨とし、利用者、家族にわかりやすく説明し、文書で同意を得た上で文書を交付する。
- (5) 利用者の個人情報の保護に努めその取り扱いには十分留意する。
- (6) 地域の保健・医療・福祉サービス事業者や各保険医療機関、関係市町村との連携を図り統合的・効率的にサービスを提供する。
- (7) 利用者の要介護（支援）認定申請や介護保険施設等の入所に関わる便宜を提供する。
- (8) 在宅高齢者に対する災害時避難行動への理解促進に向け、関係市町村と連携し取り組む。

### **3 職員研修関係**

老人福祉施設協議会等各関係機関の企画する研修や施設内研修等に積極的に参加し、職員の資質・技術の向上を図る。

#### **4 地域交流関係**

地域在宅福祉推進に寄与するため、市や他の保健医療福祉関係団体等との交流と連携を図り、保健・福祉サービスの啓蒙に努める。

#### **5 この計画に定めるもの以外は、ホームの事業計画による。**

## 1 令和5年度重点方針

- (1) 職員のスキルアップとサービスの質の向上を目指します。
  - ① ご利用者の自己決定と尊厳を守り、コロナ禍であっても個々のニーズに応じたサービスを提供することでQOLの向上を図ります。
  - ② 職員研修の充実を図り、スキル向上に取り組みます。
- (2) 働きやすい職場環境を作ります。
  - ① チームケア実践のため部署間、他職種間のコミュニケーションを深め、良好な職員関係を構築します。
  - ② 福祉用具や福祉機器、ICTの導入を積極的に検討し、業務の効率化、ご利用者への安全安心な介護の提供につなげます。
- (3) 安定した施設運営により、地域に根差した施設を目指します。
  - ① 空床日数を減らし稼働率の向上に努めます。
  - ② 介護用品の適切な使用、物品愛護による経費削減を図ります。
  - ③ 計画的な備品購入、修繕により建物・設備の中長期的な保全を図ります。
  - ④ 地域貢献活動を行います。

## 2 管理運営

### (1) 管理会議（労働安全衛生委員会）

法人運営方針並びに処遇方針に則り、施設の安全管理運営・行事計画・感染症、災害発生時の対応等を協議する。原則として毎月1回開催し、決定事項については、全職員に周知徹底を図る。

### (2) 職員会議

施設サービスの課題を議論し解決に向け協議する。併せて各部署、各委員会等の報告・伝達、研修の復命の場として情報の共有を図る。原則として偶数月に開催し、決定事項を全職員に周知する。

### (3) 介護主任・副主任会議

介護職員の育成と技能の向上に向けた活動をする。また、日課等利用者本位の目線で見直しを進め、併せ介護業務手順書等所管するマニュアルの見直しを行い、内容の一層の充実を図る。

### (4) 部署会議

各部署が抱える課題を協議し解決に向けた取組みをする。

### (5) 各種委員会

各委員会の事業計画の詳細について協議し、所管する活動をとおして職員個々の専門性を高める。その内容を全職員に周知することで全体のスキルアップを図る。また、所管するマニュアルの見直しを適宜行い、内容の一層の充実を図る。

### 3 処遇

#### (1) その人らしい暮らしの実現

利用者一人ひとりに誠実に向き合い、その人が「主役」となる生活が送れるよう、介護の専門性を活かし支援する。

##### ① ケアマネジメントプロセスの実践

個々の利用者的心身の状況やおかれている環境、希望などを把握分析した上で、どのような暮らしを実現したいかという視点に立って、個別に作成した介護サービス計画に基づき各サービスを提供する。また、適切に実施されているか評価を行っていく。

##### ② チームアプローチによるケア

異なる専門性をもつ多職種がそれぞれの専門職の能力を活かして、専門的視点での情報収集やアセスメントなど、多方面からの視点による総合的な支援を行う。

##### ③ 科学的介護の推進

科学的介護情報システム（LIFE）を活用し、フィードバックされた情報をもとに科学的エビデンスに基づいたケアを実施することで、より質の高い介護を提供する。

#### (2) 認知症の人のケア

##### パーソン・センタード・ケアの実践

###### ① 謙虚な姿勢（ご利用者に対する上から目線の姿勢を防ぐために）

###### ② 丁寧な言葉遣い（ご利用者のプライドや自尊心を尊重するために）

###### ③ 笑顔の挨拶（ご利用者自身が存在と必要性を感じられるように）

#### (3) 個別機能訓練

理学療法士の指導のもと、個別機能訓練指導員が個別に作成した計画に従い、機能訓練指導員・看護職員・介護職員・生活相談員・その他の職種職員が協働して訓練を行い機能の維持・向上に努める。

#### (4) 看取りケア

住み慣れた施設で最期まで暮らすことを希望される方へ、医療や家族との連携を図りながら、自分らしく尊厳を保つつつ、心穏やかに過ごせるケアと環境を提供する。

#### (5) 褥瘡マネジメント

褥瘡の発生に係るリスクを評価し、利用者ごとに褥瘡ケア計画を作成、計画的に褥瘡管理を行うことで、褥瘡の発生予防、発生時における苦痛の緩和と早期治療を目指す。

#### (6) 考えるケアと感じるケア

介護技術の「目的・根拠」を理解し、科学的に介護ケアを提供する。また、日常の中での「気づき」を可視化し職員間で共有することで、ケアの質の向上に努める。

### 4 健康

#### (1) 利用者の健康管理

##### ① 嘱託医回診 内科医により月に2回以上実施する。

##### ② 健康管理

- ・胸部X線撮影及び血液検査等を年1回実施する。新規利用者は入所時随時行う。

- ・体重測定を毎月実施する。

#### ③ 感染症対策

- ・本人またはご家族の希望に基づきインフルエンザの予防接種、新型コロナワクチンの接種を実施する。
- ・感染症予防の基本動作を徹底するとともに、発症情報の収集に努め、流行期には家族、ボランティア等へも警戒を周知する。

#### ④ 口腔ケア

- ・協力歯科医療機関の指導のもと、口腔ケアの知識と技術の向上につとめ、適切に口腔ケアを行い、摂食機能の改善と嚥下性肺炎等の予防を図る。

### (2) 職員の健康管理

- ① 健康診断 年2回実施する。(9月に全職員対象、2月に夜勤従事者対応)
- ② ストレスチェック 年1回実施する。
- ③ 腰痛検査 介護員に対し年1回実施する。
- ④ 労働安全衛生委員会 月1回の管理会議に合わせて開催。就労環境の改善を図り、隨時産業医の指導・助言を受けて適正な健康管理に努める。
- ⑤ インフルエンザの予防接種、新型コロナワクチンの接種を本人の同意を得て実施する。
- ⑥ 職員の健康維持や増進に取り組み、活き活きと働く環境づくりに努める。
- ⑦ 毎週月曜日をノー残業デーとし、職員の心身の健康管理に努める。

## 5 食事・栄養

～給食委託会社と協働し、利用者に喜んでいただける食事を提供する～

- ① 利用者の立場に立った家庭的で安心できる食事を提供する。
- ② 利用者個々の食事の形態にあった安全でおいしい食事を提供し「口から食べること」をとおして利用者のQOLを支える。
- ③ 多職種が連携を図り、利用者の嗜好や体調の変化にスムーズに対応する。
- ④ 四季折々の催しに合わせた行事食や季節感のあるメニューを提供することで、利用者が関心と期待感を持てる食事を提供する。
- ⑤ 利用者個々の一連の栄養ケアマネジメントを行い、栄養状態の改善と低栄養の予防を図る。

## 6 行事関係

利用者のニーズを捉え、満足感と笑顔が見られる行事を計画する。時節にあった催しを主体に利用者自身が参加できるものを企画し実行する。

## 7 人材育成

人を育て、活かし、いい仕事を導くものとして計画的に職場面談を行う。上司の指導力育成の場としても職場面談を活用する。

また、各種研修会に積極的に参加し、職員の資質の向上、職業倫理の徹底を図る。

(1) 施設内研修

外部講師による研修会の計画・実施、また施設外研修の復命研修や職員が講師をする研修を企画・実施し資質の向上に努める。

(2) 施設外研修

各関係機関の主催する研修等に積極的に参加し、新しい情報や知識の習得、考え方を学ぶ。これらを施設内に還元することで資質の向上に努める。

(3) 自己啓発

職員の自己啓発の意欲を増進させる研修情報や便宜を提供し、職員の向上心を高める。

## 8 防 災

防災計画に従い、設備の保守点検を徹底する。避難訓練の実施により職員の防災意識の高揚を図る。また、地域住民との協力体制を構築する。

災害を想定した備蓄品を検討し、備蓄していく。防災要領、BCP（業務継続計画）の必要な見直し、日常の防災安全チェック体制と非常災害発生時における対応体制の整備改善を進める。

## 9 環 境 保 健 ・ 安 全 衛 生

- ① 利用者の状況を常に把握し、事故の防止・未然回避を図り、安全・快適な居住環境で生活できるようリスクマネジメントを徹底する。事故等が発生した場合には速やかに適切な対応をし、原因を究明して再発防止対策を講じる。
- ② 安全で健康的な生活環境を維持するため、設備と居住環境について毎月自主点検を実施する。
- ③ 職場環境を整え労働災害ゼロを目指す。
- ④ 日頃から衛生意識の高揚を図り、感染予防体制を徹底する。感染症流行期前には研修を行い、発生時の対応手順を再確認しまん延を防止する。

## 1 0 地 域 交 流 ・ 地 域 貢 献

(1) ボランティア活動の受入と支援

多様なボランティア活動の受け入れを図り、その活動が円滑に行われるよう支援する。

(2) 地域社会との連携

近隣の学校の体験学習受入や地域の交通安全運動に参加し、地域住民組織との連携を深め、地域に密着し、地域の人々に親しまれる施設づくりを進める。

## 1 1 広 報

(1) 地域の人々への情報提供

広報活動をとおして施設状況等の情報を地域の人々に提供し、社会福祉施設への理解を深め、地域の人々の協力を得ながら、開かれた施設づくりを進めていく。

## (2) ホームページの充実と広報紙の発行

ホームページや施設広報を通じ、利用者家族と職員の連携を深める。併せて職員相互の協力を高め、明るく活気のある職場づくりを目指す。

## 1 2 苦情への対応

寄せられる苦情やご意見を施設の課題解決に向けた大切なきっかけとして前向きに捉え、課題解決に向けて積極的な活動を行う。

## 1 3 個人情報の保護

個人情報保護法及び法人の個人情報保護方針や個人情報保護規定に則り、利用者等の個人情報を適切に取り扱い、利用者等の権利と尊厳を守る。

## 1 4 新型コロナウィルス感染症への対策

ア インフルエンザやノロウイルスで用いている標準予防策（スタンダードプリコーション）を基本とし、この予防策をより徹底する。

標準予防策（スタンダードプリコーション）とは、全ての人は伝播する病原体を保有していると考え、利用者および周囲の環境に接触する前後には手指衛生を行い、血液・体液・粘膜などに曝露するおそれのあるときは個人防護具（マスク・手袋・ガウンなど）を用いることです。

イ 発熱は感染症を疑う重要な指標となるため、感染者やその疑いがある人を施設内に入れないようにするため、施設に来られる全ての人に検温を義務づける。

ウ 施設の日常の中では3密、ソーシャルディスタンスを守り抜くことは非常に難しいですが、できるだけ意識をした行動をとることによって、自身を守り、ひいては施設内の感染拡大の抑制に繋げる。

エ コロナ禍では面会が制限されるため、地域での発生状況を踏まえパソコンによるオンライン面会や窓越し面会を行う。

## 令和5年度 年間行事・研修等開催計画

月	日	曜日	行事・研修等予定	月	日	曜日	行事・研修等予定
4	7 21	金 金	観桜会 菜の花見学 褥瘡予防施設内研修（通年） 移乗介助研修（通年）	10	6 18	金 水	身体拘束防止研修 接遇マナー研修 お楽しみ会 干し柿作り
5	24 26	火 金	施設内報発行 新任職員・異動職員研修 感染症対策研修 パーソン・センタード・ケア基礎研修 笹団子作り 消火器、消火栓、担送訓練 歓迎会（親睦会）	11	15 18 25	水 土 土	インフルエンザワクチン予防接種 痰吸引フォローアップ研修～1月末 事故防止研修 認知症ケア研修 総合避難訓練（夜間想定） 豊浦地区文化芸能祭作品出展、見物 クリスマス飾り付け
6	14 20 27	水 火 火	痰吸引フォローアップ研修～8月末 褥瘡予防施設内研修 接遇施設内研修 身体拘束防止研修 梅シロップ作り 施設内安全点検 七夕飾り付け	12	19 22 27	火 金 水	忘年会（親睦会） 高齢者虐待防止研修 施設内安全点検 クリスマス会 餅つき大会
7	5 19	水 水	事故防止研修 カレーライス作り 総合避難訓練（日中想定） 暑気払い（親睦会）	1	5	金	元旦おせち料理 プライバシー保護、倫理法令遵守に関する研修 感染対策研修 新年会
8	5	土	高齢者虐待防止研修 苦情対応施設内研修 つきおかの里夏祭り	2 2 15	金 木 木		防災講習（月間） 節分会 夜勤従事者健康診断 お雛様飾り付け
9	11 29 20 22	月 金 水 金	敬老会（中旬） 看取りケア研修 感染対策研修 職員健康診断 お月見団子作り 通報訓練 メンタルヘルス研修	3	18	月	送別会（親睦会） 施設内報発行 ぼたもち作り

◎管理会議（毎月第2水曜日）、職員会議（偶数月の第4水曜日）、入所検討委員会（偶数月の第3金曜日）

各棟で合同誕生会実施（手作りおやつ提供）

書道・音楽・華道の各クラブは月1回、理髪は毎月第2・第4月曜日に実施。

施設内に季節感のある飾り付けをする。

## **拠点：つきおかの里 ／ 事業：デイサービス**

### **1 管理運営**

#### **(1) デイ会議**

デイサービス全般の課題や問題点について検討し、解決に向け協議する。原則として偶数月、第2金曜日に開催し、決定事項については全職員に周知する。

#### **(2) 主任・副主任会議**

職員の育成と技能の向上に向けた活動をする。また、日課等利用者本位の目線で見直しを進め、併せ所管するマニュアルの見直しを行い、内容の一層の充実を図る。原則として偶数月、第1木曜日に開催し、決定事項については全職員に周知する。

### **2 サービス内容**

利用者個々の状態を把握し作成された通所介護計画書・予防通所介護計画書に沿ったサービスを提供する。

#### **(1) 入浴サービス**

作成された通所介護計画書・予防通所介護計画書及び利用者の状態に沿った入浴サービスを行う。

#### **(2) 食事サービス**

作成された通所介護計画書・予防通所介護計画書及び利用者の状態に合わせた食事を提供する。

#### **(3) 個別機能訓練**

個別機能訓練指導員によるリハビリと利用者個々の身体機能に応じた訓練・指導を行い身体機能の維持・向上に努める。

#### **(4) レクリエーション・行事**

利用者のニーズを捉えてレクを提供し、時季に合った催しを提供する。利用者の満足感と達成感と笑顔のある行事・レクを企画し実行する。

#### **(5) 健康チェック**

家族と担当ケアマネとの連絡を密にして、利用者の状態を把握する。

#### **(6) 送迎**

家族との連絡調整を行い、安全に配慮し送迎する。

#### **(7) 苦情への対応**

寄せられる苦情やご意見を施設の課題解決に向けた大切なきっかけとして前向きに捉え、課題解決に向けて積極的な活動を行う。

### **3 行事・誕生会**

利用者に楽しい一日を過ごしていただき日常生活に潤いが持てるよう毎月の誕生会をはじめ、それぞれの季節に合った行事を行う。

4月 お花見会	10月 焼きリンゴ作り
5月 フルーツポンチ作り	11月 スイートポテト作り
6月 春の運動会	12月 年忘れお楽しみ会（ホットケーキ）
7月 スイカ割り	1月 餅つき大会
8月 お楽しみ会（かき氷）	2月 どら焼き作り
9月 秋の運動会	3月 お汁粉を食べる会

#### 4 職員研修

各関係機関の主催する研修等に積極的に参加し、新しい情報や知識の習得、考え方を学ぶ。これらを施設内に還元することで職員の資質の向上に努める。また、他施設との情報交換を行う。

#### 5 地域交流

ボランティア活動の受入れや近隣学校の総合授業等の受入を図り、地域に密着し、地域に開かれた施設を目指す。また在宅福祉推進に寄与するため福祉施設団体との交流を深める。

## **拠点：つきおかの里 ／ 事業：居宅介護支援**

### **1 基本方針**

介護保険の基本理念である「高齢者の自己決定権の尊厳」「自分らしい生活の継続」及び「自立支援」を基本とし、常に利用者や家族の意向を踏まえ、自立支援に向けた居宅サービス計画を作成し、そのプランに従ってサービスが提供されるよう多種多様の事業者と調整しながら、高齢者が安心して在宅での生活を継続できるよう支援する。

### **2 管理運営**

#### **(1) 居宅介護支援会議**

利用者に関する情報又はサービス提供にあたっての留意事項に係る伝達等を目的として実施する。また、適切な居宅介護支援業務の遂行や居宅介護支援業務マニュアルの課題、問題点について協議する。原則として毎週 1 回開催し、決定事項は居宅介護支援職員に周知する。

### **3 在宅生活への支援**

- (1) 個々の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう居宅サービス計画を作成し、その計画に従って適切にサービスが提供できるように各サービス提供事業者との連絡調整をする。
- (2) 利用者及び家族とのコミュニケーションを重視し、内外的な環境を理解することで信頼関係を築く。
- (3) 利用者の意思及び人格を尊重して、サービスの利用が特定のサービス提供事業所に不当に偏ることのないようにする。
- (4) 各種申請や介護保険施設等の入所に関わる情報を提供する。

### **4 関係機関との連携**

事業の運営にあたっては、地域の保健、医療、福祉サービス事業者や各地域包括支援センター、関係市町村との連携に努める。

### **5 個人情報の取り扱い**

個人情報保護の重要性に鑑み、法令を順守し利用者及びその家族の知り得た情報を厳守し、その取扱いには十分に留意する。

### **6 苦情関係**

苦情の窓口を常設し、自らが提供した居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス等において、利用者及び家族から苦情があった場合は、迅速かつ適切に対応する。

### **7 職員研修関係**

各関係機関の企画する研修等に積極的に参加し、自己研鑽の動機付けを図る。また、研修生

を受け入れる等し、他者に教えることで自身のスキルを確認し、資質・技術の向上を図る。

## 8 職員のメンタルヘルス

日々過酷な感情労働に携わる職種であることから、ストレスによるバーンアウトを引き起こさないよう心身の健康管理には十分配慮し、明るく笑顔が絶えない職場作りを心掛ける。